



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年9月1日火曜日 第742号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- クリーニング業法による研修の指定……………（業務衛生課）… 489
- クリーニング業法による講習の指定……………（　　）… 489
- 公有水面埋立免許の出願……………（港湾海岸課）… 489
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法……………（道路維持課）… 490
- 道路の区域変更（県道朝倉伊予桜井停車場線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 491
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 491
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 491
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（南予地方局農村整備課）… 492
- 土地改良区の定款変更の認可……………（　　）… 492

公営企業告示

- 落札者等の告示……………（公営企業管理局総務課）… 492

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第934号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 研修の名称
クリーニング師研修
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 大森 利夫
- 集合して行う研修の開催日、場所及び受講料
 - 開催日
令和9年1月17日（日）
 - 場所
愛媛県松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター
 - 受講料
5,000円
- 通信制で行う研修の受付期間及び受講料
 - 受付期間
令和8年11月24日（火）から令和9年1月4日（月）まで
 - 受講料
5,000円

○愛媛県告示第935号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する

知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 研修の名称
クリーニング業務従事者講習
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 大森 利夫
- 通信制で行う講習の受付期間及び受講料
 - 受講期間
令和8年11月24日（火）から令和9年1月4日（月）まで
 - 受講料
4,500円

○愛媛県告示第936号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
今治市
愛媛県今治市別宮町一丁目4番1
代表者 今治市長 徳永 繁樹
愛媛県今治市中日吉一丁目5番34号
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県今治市大西町新町甲945番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と36の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 愛媛県今治市大西町九王乙323番28の国土地理院九王三等三角点北緯34度04分30秒2699、東経132度55分24秒7650から208度55分14秒706.24mの地点

2の地点 1の地点から105度29分18秒9.41mの地点

3の地点 2の地点から115度13分45秒1.63mの地点

4の地点 3の地点から178度57分50秒1.88mの地点

5の地点 4の地点から193度39分29秒27.71mの地点

6の地点 5の地点から193度39分31秒2.46mの地点

7の地点 6の地点から193度08分56秒28.75mの地点

8の地点 7の地点から191度56分34秒3.55mの地点

9の地点 8の地点から180度18分47秒0.91mの地点

10の地点 9の地点から153度26分06秒1.66mの地点

11の地点 10の地点から128度03分56秒1.89mの地点

12の地点 11の地点から108度01分09秒2.00mの地点

13の地点 12の地点から105度06分07秒5.73mの地点

14の地点 13の地点から104度39分01秒3.28mの地点

15の地点 14の地点から193度03分09秒38.95mの地点

16の地点 15の地点から282度51分57秒10.50mの地点

17の地点 16の地点から267度19分28秒1.60mの地点

18の地点 17の地点から239度55分53秒1.86mの地点

19の地点 18の地点から201度10分09秒2.18mの地点

20の地点 19の地点から193度13分31秒65.07mの地点

21の地点 20の地点から181度14分43秒0.69mの地点

22の地点 21の地点から175度21分52秒0.00mの地点

23の地点 22の地点から283度24分27秒17.64mの地点

24の地点 23の地点から13度24分27秒30.54mの地点

25の地点 24の地点から283度38分34秒0.02mの地点

26の地点 25の地点から13度24分32秒2.79mの地点

27の地点 26の地点から103度22分48秒0.02mの地点

28の地点 27の地点から13度24分27秒17.32mの地点

29の地点 28の地点から103度24分35秒2.77mの地点

30の地点 29の地点から13度24分30秒6.07mの地点

31の地点 30の地点から103度25分03秒0.75mの地点

32の地点 31の地点から13度24分35秒51.69mの地点

33の地点 32の地点から283度24分36秒0.75mの地点

34の地点 33の地点から13度24分27秒5.70mの地点

35の地点 34の地点から283度23分49秒2.50mの地点

36の地点 35の地点から13度24分27秒36.03mの地点

37の地点 36の地点から283度23分53秒0.29mの地点

38の地点 37の地点から13度24分27秒25.80mの地点

39の地点 38の地点から19度24分10秒0.38mの地点

40の地点 39の地点から25度24分36秒0.38mの地点

41の地点 40の地点から31度24分54秒0.50mの地点

ウ 面積

3,332.45㎡

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県今治市大西町新町甲945番1の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 愛媛県今治市大西町九王乙323番28の国土地理院九王三等三角点北緯34度04分30秒2699、東経132度55分24秒7650から201度53分08秒674.14mの地点

イの地点 アの地点から193度36分56秒72.12mの地点

ウの地点 イの地点から103度22分55秒154.19mの地点

エの地点 ウの地点から193度40分19秒56.30mの地点

オの地点 エの地点から103度23分29秒35.88mの地点

カの地点 オの地点から193度24分27秒72.19mの地点

キの地点 カの地点から283度24分27秒159.15mの地点

クの地点 キの地点から327度23分46秒1.79mの地点

ケの地点 クの地点から318度30分05秒4.51mの地点

コの地点 ケの地点から305度41分12秒4.01mの地点

サの地点 コの地点から287度44分57秒4.96mの地点

シの地点 サの地点から284度48分46秒49.02mの地点

スの地点 シの地点から284度30分55秒24.77mの地点

セの地点 スの地点から284度30分27秒6.84mの地点

ソの地点 セの地点から284度50分35秒8.35mの地点

タの地点 ソの地点から284度55分35秒4.63mの地点

チの地点 タの地点から193度24分27秒44.17mの地点

ツの地点 チの地点から283度24分27秒165.00mの地点

テの地点 ツの地点から13度24分27秒234.99mの地点

トの地点 テの地点から103度12分00秒131.71mの地点

ウ 面積

75,842.19㎡

3 埋立地の用途

製造業用地

4 出願年月日

令和8年8月4日

○愛媛県告示第937号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中村時広

1 指定する道路

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
主要地方道	18号	松山市南吉田町1692番2から 同市南吉田町1485番1まで	令和8年9月1日
〃	22号	松山市南吉田町1485番1から 同市南吉田町1020番4まで	〃
〃	〃	松山市南吉田町1020番4から 同市南吉田町323番5まで	〃

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北甲455番1地先から 同市朝倉北甲536番1地先まで	旧	メートル 7.6～11.4 12.3～28.7	キロメートル 0.210 0.251	
		今治市朝倉北甲455番1地先から 同市朝倉北甲536番1地先まで	新	12.3～28.7	0.251	

○愛媛県告示第939号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年9月1日

愛媛県南予地方局長 大崎陳洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社エンエンタープライズ	デイサービス心音	愛媛県宇和島市栄町港2丁目4番16号	令和8年8月31日	通所介護

○愛媛県告示第940号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-5)第14159号	令和5年12月8日	(有)愛森開発	小路正道	大洲市菅田町菅田甲1860-4	令和8年7月6日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第941号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年9月1日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 本 敦	西予市三瓶町朝立4番耕地148番地4
〃	宇都宮 敬 晶	西予市三瓶町朝立1番耕地298番地2
〃	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地2
〃	井 上 巖	西予市三瓶町和泉甲467番地1
〃	井 上 清 悟	西予市三瓶町垣生甲182番地
〃	垣 田 磯 次	西予市三瓶町長早3番耕地478番地
〃	田 中 幸 喜	西予市三瓶町周木6番耕地171番地
〃	井 上 富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
〃	堀 内 和 弘	西予市三瓶町蔵貫715番地1
〃	櫻 田 祐 次	西予市三瓶町皆江1600番地
〃	池 本 庄一郎	西予市三瓶町下泊303番地
〃	岡 本 武	西予市三瓶町朝立4番耕地215番地
〃	黒 田 節 里	西予市三瓶町安土59番地2
〃	西 井 早 苗	西予市三瓶町安土432番地
監 事	宇都宮 行 男	西予市三瓶町朝立6番耕地38番地
〃	西 本 喜代人	西予市三瓶町二及2番耕地828番地4
〃	井 上 正 直	西予市三瓶町蔵貫浦745番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 嘉 人	西予市三瓶町朝立5番耕地18番地
〃	井 上 伸 也	西予市三瓶町朝立1番耕地31番地6
〃	三ツ井 芳 己	西予市三瓶町津布理200番地1
〃	井 上 巖	西予市三瓶町和泉甲467番地1
〃	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲175番地1
〃	吉 岡 石 洋	西予市三瓶町二及1番耕地370番地1・2
〃	久 重 儀 之	西予市三瓶町周木6番耕地129番地3
〃	井 上 富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
〃	堀 内 泰 長	西予市三瓶町蔵貫24番地
〃	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地
〃	池 本 庄一郎	西予市三瓶町下泊303番地
〃	井 伊 敏 郎	西予市三瓶町垣生甲751番地
〃	黒 田 節 里	西予市三瓶町安土59番地2
〃	西 井 早 苗	西予市三瓶町安土432番地
監 事	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地2
〃	西 本 喜代人	西予市三瓶町二及2番耕地828番地4
〃	藤 川 貴 史	西予市三瓶町下泊822番地1

○愛媛県告示第942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月1日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
手術用ナビゲーションシステム1式 （県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年8月19日	株式会社エヒメ医療器 愛媛県松山市立花6丁目1番1号	81,000,000円	一般競争入札	令和8年7月7日